

「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議」に対する調査結果報告について

令和2年第1回日野市議会定例会においてなされた、「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議」に基づき、本市自らが全力を挙げて実施した実態解明等について、市議会の皆様へその調査結果を報告いたします。

まず、「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会報告書」において未解明の①日野市立病院における日当60,000円等の支給問題 ②勤務・業務管理監督の責任所在の徹底究明についての調査結果であります。

実施された調査の概要ですが、令和2年7月から9月にかけて、関係者へのヒアリング、ヒアリングに基づく既資料の確認・分析、関連資料の捜索などの調査方法により行いました。

関係者へのヒアリングについては、対象者は元相談役を始め、前市長、前副市長、歴代事務長、歴代総務課長、前病院長、現病院長等の計12名に対して行い、そのほか 現在も病院で働く、元相談役の業務に関し、データ入力等の手伝いをしていたと思われる臨時職員を含む職員への聞き取りも複数名行ったところであります。

それでは、調査結果をご報告させていただきます。

まず、「市立病院における日当60,000円等の支給問題における未解明部分の徹底究明に関する考察」です。

はじめに、元相談役の存在、背景についてであります。

元相談役は、平成21年6月に、「日野市立病院経営専門監設置規則」に基づく経営専門監として市立病院に着任しました。身分は非常勤の特別職で、「病院設置者」である市長の特命を受け、市長の代行として、市立病院全般の責任を持つものとされました。病院長と経営専門監の関係は並列で、病院経営については経営専門監の方が院長より上位でありました。

元相談役は、平成24年4月から臨時職員となりましたが、それ以前は、市の副市長、市立病院経営専門監であったことから、院内においては院長と同等若しくはそれ以上の存在感を有していたため、職員が感じていた仕事上での圧力は相当なものがあったと思われます。

元相談役が市立病院内で取ったスタンスは、業務の管理手法として「トップダウン方式」、予算、つまりお金と人事に関する権限を集中して掌握し、トップのサポートに徹することで、院長に対して自らの必要性の承認、信頼を得ていたと思われます。

次に、日額給の支給決定に関することであります。

まずは、通称、河内メモの取扱いについてであります。

通称「河内メモ」と言われるメモについては、令和元年8月22日付けで設置された「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者委員会」に市立病院から提出された「市立病院関連資料No.9の①～⑦」までの資料を指します。

これらは、平成28年ごろに、当時の院長相談役から自身の契約についての根拠として、給与事務を所管する当時の総務課長に対して直接渡されたものであります。

当該メモは、日額給6万円の支給決定の過程が記載されていたため、その根拠となりうる可能性について、当時の事務長及び総務課長等にヒアリングで確認しましたが、その作成者や作成過程について認識している人はおりませんでした。

また、当該メモのうち、事務長及び総務課長が作成したと思われるものについては、事務長から院長へ手紙を出すことの不自然さや文書作成の責任者を示す「文責」の記述について、事務としてはこのような表現を使って文書を作成する習慣がなく、ヒアリングにおいて当事者も覚えがないと証言しているところであります。

さらに、それら文書の内容における不自然な点や、院長相談役が自らの日額給の契約を正当化するために、正規の手続きである雇用に関する「回議書の写し」という公的文書ではなく、自らが保管していたメモを総務課長に預けたことも、行政出身者、しかも副市長まで経験した人物としては考えられない行為であります。

これらのことから「河内メモ」と言われるメモについては、これまでの関係者ヒアリングにより、一定程度日額給の支給に至る背景を示しているかと思われませんが、「河内メモ」には先ほど述べたような不可解な点があり、意思決定の関与者が特定できないことから、裏付けのないメモとして、事実確認の証拠に成り得ないとの見解に至りました。

次に、日額給6万円の支給決定の経過についてであります。

元相談役は、平成24年4月に臨時職員となり、月額基本給28万円からスタートしましたが、その後、半年ごとの契約更新の度に、元相談役より病院職員に対し、報酬増額の相談、要求があったと、複数のヒアリング対象者から証言が得られました。

実際に月額基本給は、その後28万円から34万2千円、36万円と増額されていきましたが、日額給6万円の支給決定の経過については、支給決定の経過

を示す支出負担行為伺書等の書類は確認できず、また、ヒアリングにおいても、全てのヒアリング対象者が当該書類については記憶にないとの回答であり、何らかの理由により、意思決定の文書の作成がなされなかった可能性があります。

結論として、日額給支給明細書が発行されている事実から、決定権限のある者のいずれかが、決定に関与したことは確かなことと言えますが、その決定過程の詳細は明らかになりませんでした。

最後に、日額給6万円に対する病院職員の認識と病院独自のチェック機能についてであります。

実際に支払い事務を担当していた職員及び支払いの決裁権者である病院総務課長は、日額6万円について、雇用契約上の週3日以外の勤務に対する支払いとして認識しておりましたが、基本の雇用契約が勤務の実態を反映していないことから、基本の雇用契約に反映されていない部分に対する労働の対価として認識しておりました。

また、市立病院は地方公営企業のため、会計管理者のチェック機能はなく、収支命令権者と収支出納権者が同一であります。これは迅速で能率的な処理を確保する点においては有効である反面、市長部局と比較して厳しいチェック機能が働かないことが懸念されるところであります。

また、市長部局の側においては、その市立病院の特殊性についての理解不足とともに、市立病院に対する関与、指導が不十分であったものと考えられます。

続きまして、大きな未解明部分の徹底究明項目の2つ目である、勤務・業務管理監督の責任所在についてのご報告をいたします。

病院組織図においては、院長相談役は、院長、院長相談役、副院長の順で同列に並べられ、特定の部署に属していない位置づけとなっておりました。そのため、病院長は、院長相談役の勤怠を積極的に把握しておらず、院長

の仕事であることの認識がありませんでした。

一方、事務長は、院長相談役は院長と同等という印象を持っており、自分が管理する次元ではないと感じていました。このことは、院長相談役が病院内において特別の存在であり、一般的な臨時職員は、通常その勤務、業務管理は課長権限となりますが、院長相談役は、病院経営専門監の時と同様、院長と同等の位置づけとして見られていたため、その勤務・業務管理を誰が行うのかははっきりせず、管理の必要性の認識もなかったものと考えられます。

これらの状況を踏まえると、専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当ではなく、部下、職員を一般的に管理監督すべき立場としての市長、副市長、院長、事務長等の責任が問われることとなります。なお、それらの責任については、市長、副市長については、令和2年4月1日から3ヶ月分の給料が減額となり、その他、病院の院長、事務長等については、令和2年3月30日付処分の対象となったところであります。

最後に、再発防止策についてであります。

再発防止策は、今回の件を市立病院のみの問題として捉えず、市立病院を含む日野市役所全体の構造的問題と考え、再発防止策を講じてまいります。

まずは、市役所全体を対象とした「内部統制基本方針の策定」を考えております。

今回の調査、実態解明から、元相談役が予算や人事に関する権限を自らに集中させ、院内にトップダウン的な影響力を発揮していたこと、また、このような背景において、元相談役の雇用にあたり、意思決定の事務手続きに不備があったことが判明しました。

これらの問題点に対応するため、現在、市立病院を含む日野市の行政組織について、内部統制の推進を中心とした、内部チェック及び外部チェックの仕組みづくりを進めています。

内部統制は、既存の様々なチェック機能が有効に機能するよう体制を強化し、運用を図っていくものであります。そのためには、まずは地方自治法に規定する内部統制の考え方を準用した、市独自の「日野市内部統制基本方針」を策定いたします。

具体的には、内部統制の4つの目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するために、各部署における日常的なモニタリングと本庁の企画部や総務部、会計課といった管理部門によるチェックを強化します。

特に、内部統制の4つの目的のうち、「業務に関わる法令等の遵守」を推進する一環として、市立病院の人事及び病院内の意思決定に市長部局が適切に関与する仕組みを構築するなどの、人事・雇用制度等への改革に取り組んでまいります。

その措置の一つとして、本年9月より弁護士資格をもつ政策法務課の職員を週1日、市立病院総務課に配置し、市総務部と連携しながら、ハラスメント、雇用管理、不当クレーム、訴訟等への相談支援対応を開始しているところであります。

また、事務の不正リスクを発見しやすくするため、内部通報制度の導入について取り組んでまいります。これは、職員が不正に気付いた際、通常市の内部の報告ルートとは別の通報窓口を外部に設け、不正発見の機会を増やし、コンプライアンス機能の強化につなげるものです。まずは、通報窓口の外部設置や通報者保護を内容とする、内部通報制度の条例化について、令和3年度からの導入に向け、取り組んでまいります。

一方で、市の事務事業が適正に行われているかについて、外部有識者等による外部からのチェックも必要であります。具体的には、監査委員による定期監査及び決算等審査、議会審議、行政評価システムの市民評価による事務事業の有効性等のチェックと合わせて、外部有識者で構成する第三者機関などによる、事務の適正化に関する定期的なチェックを想定しております。

一度失墜させてしまった市の信用を取り戻すためには、市職員全体が不祥事への意識を高め、法令に違反するような行為を絶対に発生させないという意識を常に持つことが不可欠であります。

今お話しした内部チェック、外部チェックについて、市長部局同様市立病院にも適用し、今後は「日野市内部統制基本方針」に基づいたチェック体制を整備していくなどの取組みを進め、二度とこのようなことを起こさないために再発防止に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、土地区画整理組合関連の報告であります。

本調査の対象は、市議会決議において求められた、

- (1) 第三者委員会報告における未解明部分の徹底解明
  - (2) 川辺堀之内土地区画整理組合（以下、組合と申し上げますが）への市助成金交付の妥当性
  - (3) 組合の資金管理等の実態解明
  - (4) 再発防止策
- の4項目であります。

本調査の期間は、平成31年3月から令和2年9月までですが、組合の資金管理等の実態解明については継続して調査を実施しております。

平成31年3月から開始した市単独による組合運営に関する調査の中で、土地区画整理事業の施行のために必要とは認められない可能性のある支出を把握し、第三者委員会に報告しました。

その結果、令和2年2月の同委員会報告書において、

- ①組合から元理事長相談役に対し、高額報酬が支払われていること、
- ②税負担に対する損失補償という名目で手当が支給されていること、
- ③実績分の報酬を支払う契約書上の根拠が不明確である年度があること、
- ④手当等は、理事会ではなく、理事監事協議会で決定されており、理事ですら、元理事長相談役が支給を受けた報酬額の金額を知らないこと等の事実が判明しており、組合の資金管理等に問題がなかったか更に調査すべきであると指摘されております。

このことを受けて、その後、市が独自に実施した調査、市と東京都が合同で実施した調査、組合が独自に実施した調査の結果をまとめて報告申し上げるものであります。

最初に、第三者委員会報告における未解明部分の徹底解明、組合への市助成金交付の妥当性、組合の資金管理等の実態解明の3項目に関する調査結果でございます。これについては、「是正が完了したもの」と「是正が完了していないもの」に分けてご説明をいたします。

まずは、「是正が完了したもの」でございます。

第三者委員会報告を受け、市が独自に調査した結果を東京都に報告し、東京都と合同で組合の資金管理に関して調査を実施した結果、特別損失補償及び組合互助会への助成金は、土地区画整理事業の施行のために必要な支出ではなく、市及び東京都は組合会計による不当な支出であるとして、東京都は組合に対して令和2年5月22日付けで、土地区画整理法に基づく勸

告書を発布いたしました。

これを受けて組合は、令和2年5月29日に組合員に対し通知文にて内容を報告し、令和2年6月2日に返納が完了しております。

以下、詳細を報告いたします。

一つ目は、「特別損失補償」であります。

本来の損失補償は、土地区画整理法に基づき、所有者に補償金として支払われるもので、確定申告の際に特別控除等の特例を受けることができます。

一方、組合が独自に策定した特別損失補償とは、市が独自に開始した調査により把握したもので、理事、元理事長相談役、事務局職員等の給与等に対する税負担相当額を損失とみなし、事業費から補填している手当のことでありました。

市は、このことを第三者委員会に報告し、元理事長相談役らが補償対象者となり、平成30年1月から12月に金銭を受領していることが認定されています。

令和2年3月からの、市と東京都による共同調査の結果、理事、元理事長相談役、事務局職員等に平成29年度、平成30年度及び令和元年度の3か年にかけて補償が行われていたことを把握しました。

市及び東京都は、特別損失補償額が土地区画整理事業の施行のために必要な費用とは認められない支出であることを認定し、東京都は土地区画整理法第123条に基づく勧告をいたしました。

その結果、補償を受けた理事、元理事長相談役、事務局職員等の対象者15名から組合会計に、元理事長相談役に対して支出された2,729万3,000円を含む全額6,174万円の返納が完了し、市は、預金口座の通帳の写しにて、組合会計に返納されたことを確認しております。

次に、二つ目の「公共事業用資産の買取り等の証明書の発行」であります。

公共事業用資産の買取り等の証明書とは、当該補償金が土地区画整理事業によって支払われた補償金であることを証明する書類であり、確定申告の際に税務署に提出するものであります。

市が独自に開始した調査の中で、先ほどの特別損失補償に関連して、組合が公共事業用資産の買取り等の証明書を発行していたことを把握しました。

令和2年3月からの、市及び東京都による共同調査の結果、元理事長相談役に対して8通、組合全体で平成29年度から令和元年度に合計51通発行していたことを確認しております。

市及び東京都は、組合に対し指導を行い、特別損失補償を組合会計に返納することに伴う、税務署における確定申告の更正に必要な手続き書類を再整理させ、役員全員については更正申告の手続きを完了させました。

なお、元理事長相談役と事務局職員の手続きについては継続中となっております。

次に、三つ目の「互助会助成金」であります。

市が独自に開始した調査の中で、毎月100万円が組合事業費から理事、元理事長相談役、事務局職員等で構成する互助会に対し助成金として支出されており、商品券等の購入や定期預金に積立されていたことを把握したものであります。

令和2年3月から市及び東京都による共同調査の結果、平成28年度から令和元年度まで、組合互助会に対し組合事業費から助成金が支出されていたことを確認し、互助会助成金は土地区画整理事業の施行のために必要な費用とは認められない支出であることを認定し、東京都は組合に対し土地区画整理法第123条に基づく勧告をいたしました。

その結果、理事、元理事長相談役、事務局職員等の対象者17名から、元理事長相談役に対して支出された192万7,000円を含む合計1,868万1,541円、

これに定期預金、普通預金及び利子を加えた全額4,400万2,494円が組合会計へ返納され、市は、預金口座の通帳の写しにて、組合会計に返納されたことを確認しております。

続きまして、「是正が完了していないもの」でございます。

まず、一つ目が、「組合の資金管理全般について」であります。

第三者委員会の報告を受け、市は組合に対して、専門家等の力を借りた内部調査を早急に実施し、組合の自浄作用により組合運営の改善を図るよう令和2年2月から再三促してまいりました。

その結果、組合は、会計に関する独自の調査を第三者である公認会計士により実施することを理事会で決定し、5月29日より調査を開始いたしました。

さらに、調査に着手した公認会計士から、実態解明には法律の専門家の検証が必要な事案であるとの指摘を受け、組合は、7月13日付でそれまで法律顧問契約を締結していた弁護士との契約を解除し、7月20日に別の弁護士と法律顧問契約を締結しております。

その後、令和2年8月8日に開催された組合総会において、公認会計士及び弁護士は組合員に対して、組合会計の調査の中間報告と法的な問題点並びにその対応について説明をいたしました。

その説明した内容は、

- 一つ 理事、監事及び評価員の報酬及び諸手当に関して
- 二つ 元理事長相談役、事務局職員の報酬及び諸手当に関して
- 三つ 理事、元理事長相談役、事務局職員等の報酬及び諸手当の勘定科目に関して
- 四つ 元理事長相談役が組合会計の全てを牛耳っていたことに関して
- 五つ 組合は、元理事長相談役に対して、理事会の承認を得ていない支出

1億8,324万6,575円について、返還請求を行い、これに応じない場合には訴訟を提起すること。また、あわせて業務上横領等で刑事告訴を検討していく予定であること。

六つ 現在、調査内容を報告書にまとめており9月中旬頃を目途に組合に提出する予定であること。                      などであります。

本調査では、元理事長相談役だけではなく、役員や事務局職員に対して支払った報酬等について、支出の適否を仕分ける作業を行っており、その過程で把握した平成24年度から令和元年度までの人件費は、理事等14名に3億4,133万4,050円、元理事長相談役に2億1,502万2,575円、事務局職員12名に3億5,448万8,447円となっております。

また、組合は平成24年5月から令和2年3月までに元理事長相談役に人件費として支出した総額2億1,502万2,575円のうち理事会承認を得ていない不当な支出と認められる1億8,324万6,575円に関して返還を求める訴えを東京地方裁判所立川支部に令和2年10月16日に提起しました。

なお、本調査の報告書については、公認会計士及び弁護士が事実認定の精査のために必要な時間を要しており、現時点では作成は未了であります。

次に、二つ目は、「定款や工事請負規程に基づかない「工事契約行為」」であります。

市は、組合の工事に関する資料を入手して調査の中で、4社による指名競争入札、特定の2社が独占して受注している事実を把握し、組合に、入札参加業者の入札行為等の状況を報告するよう指導いたしました。

組合は、16社に対してヒアリング調査を実施し、談合等の違反行為の事実はなかった旨を確認し、市は、その旨の報告を組合から受けております。その後、市は、4社による指名競争入札、特定の2社が独占して受注している事実に関する組合の認識等について文書による照会を行い、さらに、組合に対するヒアリングを実施いたしました。

その中で4社による指名競争入札は、受注中の業者、工種の合わない業者、及び受注中の業者の関連会社を指名対象から除いた結果、入札参加業者が5社に満たなかったことを聞き取り、特定の2社が独占して受注している事実に関しては、組合側による受注調整の事実はないとの回答を得ていますが、それを裏付ける事実確認は未了であります。

次に、三つ目の「組合への助成金の交付の妥当性」であります。

市が組合に対し助成を行ったのは平成21年度から平成30年度までであり、日野市の助成要綱を改正した平成26年以前の平成25年度までは助成対象事業として幅員6メートル以上の区画街路の築造費の全額としておりました。

平成24年度の助成に関しては、助成対象事業に水路築造費が含まれておりますが、道路築造するため、道路区域内に水路を暗渠化して整備するための費用であり、助成対象としては妥当な内容であります。

平成25年度の助成に関しては、助成対象路線は全延長にわたって幅員6メートル以上の拡幅整備が完了していないことから、当時の助成対象要件に合致していないことを確認しており、組合と全延長の整備に向け協議をしているところであります。

市としての助成金交付の妥当性の判断は、組合と元理事長相談役の訴訟を通じて、元理事長相談役が担っていた組合会計の適法性等についても明らかにされ、その結果を踏まえて組合への助成金交付の妥当性を最終的に判断していくこととなります。

次に、四つ目の「訴訟を踏まえた調査情報の取扱い」であります。

一つ目から三つ目までの「組合の資金管理全般について」、二つ目としての「定款や工事請負規程に基づかない「工事契約行為」、三つ目の「組合への助成金交付の妥当性」につきましては、組合が提起した訴訟、並びに組合から補助参加の申し立てのあった令和2年（行ウ）第180号不当利得返

還履行請求事件（住民訴訟）の進行と密接に関連してくることから、公認会計士及び弁護士から調査情報の公表を控えてほしいとの要請があり、市としては、組合の財産上の利益を不当に害するおそれがあると判断しましたので、調査情報の詳細の公表は差し控えることといたします。

続きまして、「決議に関連して調査した事項」でございます。

まず、一つ目が、「日野市企業公社に関すること」であります。

日野市企業公社は、組合の設立時から事業運営をしてきましたが、市が調査した結果、設計業務委託に関して企業公社から再委託が行われていたことを確認しました。

市が、再委託先の業者へヒアリングした結果、事業計画の変更や事業運営、資金計画などの業務は企業公社が行い、各種図面作成等の資料作成は再委託先が実施し、適正な業務分担で設計業務を行っており、再委託先が企業公社から得た経費については、業務に照らし適正な額であったとの証言を得ています。

その他、一連の不適正な事務処理と企業公社の関与に関する調査は未了であります。組合と元理事長相談役の訴訟を通じて、組合と企業公社の業務遂行に関する委託契約に関する事項及び組合運営に係る企業公社の関与についても訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものであります。

次に、二つ目の「前副市長に関すること」であります。

市の独自調査の結果、元日野市企業公社社長であった前副市長は、組合から、日野市企業公社社長であった平成24年度から平成25年度に計46万4,805円、副市長の退任後の平成29年度から令和元年度にかけて計1,059万円を、報酬として得ていたことを確認しております。

副市長在任期間は、組合からの報酬は確認できておらず、このことは、組合の調査においても同様の内容が確認されております。

本件は、組合会計において不当な支出と認定される可能性は否定できず、組合と日野市企業公社の委託契約に関連する事項であることから、訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものであります。

次に、三つ目の「保留地処分に関すること」であります。

保留地処分は、平成24年度から令和元年度まで、合計61件の契約があり、37億2,347万6,720円の収入を確認いたしました。一括販売契約を含む事業者との契約は15件、販売委託契約による処分を含む個人との契約が46件となっており、面積に対する処分率は、86.7%となっております。

市の調査では、随意契約を含む組合と委託先との契約に係る意思決定過程において、明確ではない部分があること、組合事業に携わった関係者に対する保留地処分に関する報奨金制度の存在を確認しております。

保留地処分に関する会計処理及び報奨金の支出については、組合の資金管理に関する調査に関連しておりますので、訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものであります。

続きまして、「事業の再開及び完了に向けた組合の取組」でございます。

一つ目が「取組の方向性」であります。

現在、公認会計士及び弁護士により、報酬や手当に関する調査とそれらが支出された勘定科目に関する調査が進められており、事業計画、予算、補正予算、収支決算に関して、現行の第5回事業計画の内容の精査が行われております。

現計画では、事業期間が令和2年度末となっていることから、次回総会で、令和2年6月2日に組合会計に返納された返還金1億574万4,000円を収入として計上し、あわせて事業期間を2年間延伸する第6回事業計画変更の議案上程を目指して作業が進められております。

また、第7回の事業計画変更に向けて、事業資金確保のための役員による報酬等の具体的な返還計画、収入の基本となる保留地処分金の精査、残事業内容の精査を実施する組合内プロジェクトチームの発足を理事会で決定し、再開及び完了に向けた残事業に係る資金計画の立案が検討されています。

二つ目が「組合が訴訟を提起したことについて」であります。

公認会計士及び弁護士による独自調査結果を踏まえ、元理事長相談役の人件費1億8,324万6,575円について、令和2年9月19日に組合は、元理事長相談役に返還請求を行い、9月24日に受任通知書兼回答書が組合あてに通知され、返還意思が認められなかったため、理事会において提訴の手続きを進めていくことが議決され、10月16日に東京地方裁判所立川支部に元理事長相談役に対して不当な報酬の返還を求める訴えが提起されたところであります。

三つ目が「事業の再開及び完了に向けて」であります。

組合が事業の再開及び完了に向けて、現在、事業計画における資金計画の精査を行っています。

市としても、組合事業が実質的に一時中断のような中であって、200名を超える組合員にこれ以上の負の影響を及ぼさないよう、全体の時間軸を考え、事業を確実に完了に導くことを最優先としてまいります。

また、今後の市の対応としては、仮に組合の運営資金が不足する場合には、市が一時的に助成金を支出して組合運営を支援してまいります。

四つ目が「組合事業の受託者について」であります。

組合は、日野市企業公社と事業委託及び業務委託の契約を締結し、事業の運営を行ってきましたが、日野市企業公社からの令和2年3月31日をもって契約を解除する旨の通告を受け、組合と日野市企業公社との契約は令和2年3月31日に終了しております。

組合の事業は、終盤に向けて仕上げの段階に入っており、事業に精通した専門的なコンサルタントである新たな事業の担い手は不可欠な状況となっております。

市は、組合の運営について、元理事長相談役や前副市長の影響力の及ばない新たな受託者を、認可権者である東京都と連携し確保できるように現在調整しております。

最後に、「再発防止策」でございます。

一つ目が「市からの助成金について」であります。

再発防止策の一つとして、助成金に関し、組合事業全体の資金管理を把握することが課題であり、今後、組合の公認会計士及び弁護士による調査結果を踏まえて、具体的な再発防止策を検討していく必要があります。

今後の区画整理組合が施行する土地区画整理事業については、助成金を見込まない自力の資金計画をもって事業を運営していくことを前提とし、市の助成金を支出するのであれば、組合運営の状況把握のために、必要な資料の提出を求め、その都度精査していくことを徹底する必要があります。

助成要綱に関しては、助成金の交付を受ける必要性の事前調査として、財務状況に関する明文規定を設けること、並びに詳細な科目明細を報告させる規定を設けることが重要であると認識しています。

これまでは安定した事業運営が可能となる視点で助成金を支出してきましたが、この考え方は申請する組合側が善意で関係資料を提出してくることが前提の事務となっていたため、今後は、事業資金の基本的収入となる保留地処分金、支出においては各種報酬の支払い状況、工事契約行為の状況等の項目について精査し、助成金の交付を受ける必要性を慎重に審査していくこととなります。さらに、外部機関の監査を条件とした助成金の交付の実施等の対応策も検討しています。

これらの案を盛り込む形で日野市土地区画整理事業助成要綱の改正を行って行く予定であります。

次に、二つ目、「事業の運営について」であります。

組合設立準備会が事務を委託する建設コンサルタントの選定に当たっては、東京都の「組合土地区画整理事業の実務手引」に基づき、随意契約ではなく競争入札で公正に進めていくよう指導してまいります。

また、今後、認可が予定される土地区画整理組合に対して、組合の運営に、市の元職員が個人事業者及び組合職員として関与しないように指導してまいります。

以上、調査結果についてのご報告でございます。

令和元年第2回市議会定例会においてなされた決議に対する調査及びこの度の令和2年第1回市議会定例会においてなされた決議に対する調査等を通じて、市立病院及び区画整理事業にとどまらない、市政全般に及ぶ問題点を改めて認識し、再発防止に関する取組も動きだしたところでございます。

また、元副市長に対しては、賃金及び通勤手当の支払いを不当に受けたとして3,527万8,139円の返還を求める訴訟を、令和2年10月17日付けをもって、東京地方裁判所立川支部に提起をしたところであります。

川辺堀之内土地区画整理組合が元副市長に対し提起した訴訟など、今後の推移を踏まえた上で、是正に向けた対応を進めていく必要もございますが、二度の市議会決議を受けて実施した調査等を通じて見えてきた課題に対し、全力でその改善に努め、二度とこのようなことを起こさぬよう、再発防止策を確実に実施していく所存でございます。

市民の皆様からの信頼を回復できるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

令和2年10月29日

日野市長 大坪 冬彦